

「児童館の今後のあり方基本方針（素案）」に関する  
パブリックコメント実施要領

1	件名	「児童館の今後のあり方基本方針（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募）
2	目的	<p>本パブリックコメントは、「児童館の今後のあり方基本方針」を策定するにあたり、以下の2点を目的に実施します。</p> <p>(1) 市が作成した素案の内容を広く公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること。</p> <p>(2) 市民から提出された意見等を考慮し、「児童館の今後のあり方基本方針」を策定すること。</p>
3	事業内容及び事業説明	<p>現在、市内に10館ある児童館の今後のあり方に関する検討を進めています。</p> <p>このたび、基本方針の「素案」をまとめたため、パブリックコメントを実施します。今回のパブリックコメントを踏まえて、「児童館の今後のあり方基本方針」を作成します。</p>
4	資料内容及び公表方法等	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童館の今後のあり方基本方針（素案）」</li> <li>・「多摩市児童館のあり方基本方針（素案）【概要版】」</li> </ul> <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎 A 棟 3 階（行政管理課）、第二庁舎 1 階行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、各児童館に資料を設置した閲覧</li> <li>・多摩市公式ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
5	対象者	どなたでも
6	意見募集期間	<p>令和6年10月8日（火）～令和6年11月6日（水）</p> <p>※郵送の場合は、期間内必着</p>
7	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含みます）：行政管理課</p> <p>(2) 回収箱に投函： 行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、各児童館に設置</p> <p>(3) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市企画政策部行政管理課行政管理担当</p> <p>(4) FAX：042-337-7658 行政管理課あて（受信確認のため送信後に電話番号 042-338-6948 へお電話ください）</p> <p>(5) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム</p>

8	意見提出の際の 必須記入事項	<p>(1) 住所</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3) 意見本文（設置している提出用紙以外の用紙を使用する場合は、計画・方針名を記入してください）</p> <p>※上記の項目のいずれかが記入されていない場合、市民意見として取扱いできない場合があります。</p>
9	意見の取扱い及び 応答方法	<p>(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「児童館の今後のあり方基本方針」を作成します。</p> <p>(2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。</p> <p>(3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。</p> <p>(4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>(5) 意見提出者への到達通知は行いません。</p>
10	担 当	<p>行政管理課行政管理担当</p> <p>電話 042-338-6948（直通）</p> <p>児童青少年課児童青少年担当</p> <p>電話 042-338-6884（直通）</p>